

**2016年度第6回（第33回）
ほっとスペース八王子定期総会**

議案書

**日時：2016年5月17日
場所：ほっとスペース八王子**

第1号議案別紙

経過報告

2015年4月1日～2016年3月31日

(2015年)

日付	出来事	役員(理事)	事務局	利用予定者数	利用者数	一日平均
4月1日	新年度スタート					
4月16日	レク会(高尾山散策)	有川、堀部、奥野、新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道	168名	128名	6.1名
4月24日	面会活動(さんAさんTさん)					
5月3日	憲法集会(みなとみらい)	有川、堀部、奥野、新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道			
5月4日	神代植物公園					
5月19日	NPO総会					
5月22日	レク会(高尾山散策)			180名	134名	6.7名
5月29日	面会活動(さんAさんTさん)					
5月31日	20周年記念パーティー					
6月5日	ダ・ビッチ展(富士美術館)					
6月19日	レク会(高尾山散策)	有川、堀部、奥野、新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道	230名	154名	7.0名
6月26日	面会活動(さんAさんTさん)					
7月15日	香華販売					
7月16日	香華販売	有川、堀部、奥野、新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道			
7月21日	レク会(高尾山散策)			220名	135名	5.9名
7月24日	面会活動(AさんTさん)					
7月26日	医療観察法全国集会					
7月30日	ゆうやけこやけふれあいの里(バーベキュー)					
8月2日	zung-doko国分寺反原発行動(国分寺本多よいこの公園)					
8月7,8,9日	長崎研修旅行	有川、堀部、奥野、新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道			
8月20日	グリーンセスグリーンキュアミュージカルショー(府中の森芸術劇場)			230名	153名	6.1名
8月21日	面会活動(AさんTさん)					
8月28日	レク会(高尾山散策)					
8月30日	戦争法案廃案！安倍政権退陣！8.30国会10万人・全国100万人大行動に集まろう					
9月18日	レク会(高尾山散策)	有川、堀部、奥野、新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道			
9月20日	香華販売					
9月22日	香華販売					
9月23日	香華販売			198名	138名	6.3名
9月25日	レク会(高尾山散策)					
9月27日	生命大躍進展					
9月30日	韓国研修旅行					
10月1,2日	韓国研修旅行	有川、堀部、奥野、新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道			

10月9日	観劇会(浅草公会堂)	新道、関口	荒木				
10月11日	戦後70年の精神医療(武蔵病院問題を考える会)						
10月23日	レク会(高尾山散策)						
10月24日	面会活動(AさんTさん)						
11月3日	秋の憲法集会～止めよう！戦争法の発動(東京・水道橋)	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道 荒木	216名	151名	6.3名	
11月6日	クラシックコンサート(地袋・芸術劇場ホール)						
11月9日	GH学習会						
11月20日	面会活動(AさんTさん)						
11月22日	「中島飛行機と朝鮮人労働者」(西久保コミセン)			189名	138名	6.6名	
11月26日	追悼会						
11月27日	レク会(高尾山散策)						
11月29日	医療観察法廃止全国集会(文京シビックセンター)						
12月5日	「汝多くの戦友たち」上映会	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道 荒木				
12月6日	真如苑の市民活動支援助成金報告会、交流会、来年度助成説明						
12月12日	ふれあいトリオコンサート(上野文化会館)&GH学習会						
12月17日	望年会						
12月18日	面会活動(AさんTさん)			200名	156名	7.8名	
12月24日	クリスマスパーティー/誕生会						
12月25日	青梅丘陵						
12月28日	餅つき大会						
12月31日	カウントダウンパーティー						
(2016年)							
1月8日	誕生会						
1月15日	面会活動(AさんTさん)	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道 荒木	190名	141名	7.4名	
1月22日	レク会(高幡不動)						
1月23日	「日韓会談で何が話し合われたのか」(高麗博物館)						
2月11日	安倍戦争国家と天皇制を問う紀元節行動(神宮前穂田区民会館)	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道 荒木	210名	171名	6.1名	
2月13日	「日の丸・君が代」強制反対！総決起集会(セゾン杉並)						
2月19日	面会活動(AさんTさん)						
2月23日	木下サーカス(イオンモール武蔵村山南特設会場)						
3月4日	誕生会	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、山田、新道 荒木				
3月6日	『太陽がほしい〜「慰安婦」とよばれた中国女性たちの人生の記録』上映会(東京・武蔵境)						
3月8.9.10日	韓国研修旅行						
3月12日	ズンドコ反原発サウンズ・デモ(国分寺)			234名	203名	7.8名	
3月18日	面会活動(AさんTさん)						

3月20日	香華販売(緑町霊園)			
3月21日	香華販売(緑町霊園)			
3月25日	シク会(カラオケ)			
3月26日	原発のない未来へ！全国大集会・つながるラフクジマ まもろういのち (代々木公園)			

利用者年間	2455名	1801名	6.6名
前年度利用者	2075名	1426名	5.3名

第2号議案

2015年度活動総括（案）

I. 情勢分析

年度が替わって早々に、消費税が8パーセントに引き上げられました。逆進性（所得の少ない者ほど税負担感が大きいことです）が強く、国民の生活に直撃、消費税10パーセントへの増税へは不透明なところへパナマ文書の暴露、それがどのくらいの影響力があるのか、注視するところです。2015年の国会に於いて、最大の焦点となったのは、安全保障に関する法制度の改正でした（戦争法云々や違憲かどうかの問題は議論になるので割愛します）。ただ、これによる福祉、社会保障への影響は大と言わざるを得ません。国民世論をして、「増税やむなし、社会保障は財政へのリスク」が当たり前のようになっていますが、まるで、誰かに吹き込まれたかのようです。平和と安全保障への危機感は、中東シリアの内戦、イスラム国の台頭から欧州に飛び火し、中南米、南シナ海、黒海でも煙がくすぶっている状態です。ここでいわゆる戦争法と呼ばれる一連の法制度は政府の憲法解釈の変更だけでよかったのか、政府の考える改憲とは、平和を維持するには…などなど、今後国際情勢時事、政治などほっとスペース八王子で学習すべきことは山積しています。政府は「マイナンバー制度」によって税と社会保障制度の一元管理を目指しているようですが、普及率が低いのが現状です。そういった中で、政府がどんな手を打ってくるか注目です。

II. 活動総括

まずは会員の動静から。元会員の山崎さんが亡くなりました。まだ若く、これから「ほっと」に戻ってくる可能性も皆無ではなかっただけに、とても悔やまれます。年度後半に入って、かつての会員が少しずつ戻ってきて、通所実績も少しずつではありますが、上がってきた感があります。ただ、見学者のペースが平年並みかという印象はあります。今後の広報活動に課題がありそうです。ホームページやフェイスブックの更新は上がったともいえますが、ツイッター、ブログ、他メディアで多角的に広報活動することも緒に着いたところと言えそうです。機関誌「ほっと」やパンフレットを医療機関や公共機関に置くこともはたらきかけはしていますが、思ったようには進んでいないのが現状です。

次に運営面での報告に移ります。今後懸念される問題に家賃補助があります。八王子市としては、恒久的な家賃補助はなくす、という方向性でほぼ確定しています。八王子市の障がい者福祉事業所自体が急増し、予算も急激な膨れ上がりを見せる中、仕方のない措置ではあるのかもしれませんが、それは八王子市の事情であって、ほっとスペース八王子にとっては死活問題です。今後、収益効率重視に向かえば、あるいは解決できる問題かもしれませんが、それで大手の事業所に及ぶべくもなく、また、「当事者運営」というほっとスペース八王子

の意義も失われかねません。ただ生き残るためだけであれば、いくつか方策はあるかもしれませんが、こういった意味において、ほっとスペース八王子は、まさに正念場というよりは岐路に立たされているといえるかもしれません。また、堀部代表が、代表としての立場は残すものの、職員としては常勤の所長から一步退く形になり、新しい常勤職員による所長という体制になります。次代を担う当事者（会員）としての代表も望まれるところです。

次に、プログラム、授産、行事での総括に入ります。新規のプログラムとして、P C教室を始めました。従来、I T教室としてあったプログラムですが、やり方は一新しました。会員による講師で行います。この、会員によって行われるプログラムも、主催する会員が義務感や「やらされ感」で行うのではなく、会員間、または職員による適切なサポートは必要だという意見はありました。現状維持的なプログラムは、フットサル、水泳といった運動系のプログラムですが、苦手な人のために別メニューも用意しています。英会話、聞こう会、映画会などは、同じく現状維持とっていいでしょう。また、ゲームの会では、新しいゲームを積極的に覚えようという意欲が見られます。

やや時間が減ったプログラムは、漢字（中国語）で遊ぼう、読もう会、各種学習会あたりです。研修旅行前の学習会は、プログラム時間外で集中的に行われます。一方、イメージ遊び、絵画、音楽（エレクトーン）、書道などは講師がいないなどの理由もありますが、ほとんど行われていません。

プログラム活動については、得手不得手の問題、取り組みに対する意欲の問題など、行う項目によって、偏りが出て来ないかということがあります。例えばみんなが音楽鑑賞が好きだからといって、音楽鑑賞ばかりというわけにもいかないのがプログラムです。ただ、強制しない、というだけです。参加者が少ないと、ともすれば半強制になりがちですが、そこは考えどころです。

授産活動は、じわじわと増えてきています。利用者の工賃という面ではいいことなのですが、一方でプログラム活動を圧迫しかねない状況にもなり得ます。共同作業所という点ではそれでいいのですが、「患者会」「当事者運営」といった観点からはどうなのか、問われるところです。ただ、授産活動も一種のプログラム活動として捉えた場合、会員の積極的な参加が目だっています。また、誰に言われなくとも協力関係ができています。それについてはいい傾向です。もっと授産活動があってもいいという意見もあります。もちろん、それに対する適切な職員のフォローも必要になってきます。

行事については、例年行事として4月花見、5月総会、8月長崎、2015年9月2016年3月韓国、11月偲ぶ会、12月望年会、同じく餅つき納会、合間に東京善意銀行招待行事が入って、ほぼ滞りなく行われたのでは、と思います。また、5月には20周年記念行事として、記念パーティーと記念誌の発行がありました。機関誌である「ほっと」も、150号を数えるまでになり、まさに節目の年になったといえます。傾向としては、「ほっとスペース八王子」に近いところで行う行事ほど、参加人数が多いということです。年齢、体力、病状などを考慮すると、一概には言えないのですが、やはり、遠出する行事こそ、参加人数が多い方がいいにこしたことはありません。

その他の問題は、特に会員の問題として、意見、考え方の相違といったことがあります。

これはほぼ毎年あるとあっていいかもしれません。ただ、発言力の違いから、会員間に不平等感が起こらないように意見調整をする機会も設けています。その場ですぐに問題解決できなくても、時間をかけてじっくり取り組む体制もできています。

もう一つ、就労していった仲間への問題があります。「八王子ワークセンター」が運営している「ふらん」、ハローワークとの連携によって就労していった仲間への適切なサポートが必要になってくるのですが、就労した仲間への孤立防止策、権利擁護といったことは、当人がなかなか希望しないとなると難しい問題になります。「就労者への利益」を念頭にじっくりと時間をかけて説明し、うまくサポートできるようにしたいものです。

全体的に、ほっとスペース八王子の根幹を揺るがすような大きなトラブルなどもなく、比較的堅実な運営であったといえるでしょう。

ただ、P Cやi P a dといったI T機器の動作が遅くなり、古くなってきた感は否めません。財政事情もありますが、今後、ソフト面での投資も必要になってくるでしょう。今後の課題等は、職員、会員の皆さんは多くの意見を出してくれました。各論については、第4号議案の2016年度活動方針案に論を移すことにします。

以上で2015年度の活動報告を終わります。

第3号議案書

2015年度決算表

執行率100%

		2015年度予算	決算額	差引額		100.0%
収入計		24,859,294	22,254,117	2,605,177		89.5%
給付金		10,650,000	12,283,079	-1,633,079		115.3%
サービス推進事業・基本補助		5,406,000	5,406,000	0		100.0%
八王子市家賃補助		1,542,600	1,542,600	0		100.0%
寄付金		30,000	1,398,735	-1,368,735		4662.5%
会員会費		60,000	8,000	52,000		13.3%
入会金		5,000	4,000	1,000		80.0%
共同募金会		100,000	80,000	20,000		80.0%
民間助成金（車両購入費含む）		3,100,000	50,000	3,050,000		1.6%
利用料		5,000	93,000	-88,000		1860.0%
雑収入		10,000	167,764	-157,764		1677.6%
受取利子		0	245	-245		#DIV/0!
未払い金		0	0	0		#DIV/0!
借入金		3,200,000	0	3,200,000		0.0%
ハローワーク助成金		200,000	670,000	-470,000		335.0%
			0			
前年度繰越金		550,694	550,694	0		100.0%
支出計		24,869,374	22,254,117	2,615,257		89.5%
経費A（運営費）計		24,311,520	21,726,892	2,584,628		89.4%
事業費計		20,506,520	21,032,161	-525,641		102.6%
給料		6,400,000	6,452,153	-52,153		100.8%
職員手当		3,800,000	3,806,740	-6,740		100.2%
賃金		2,500,000	2,118,207	381,793		84.7%
法定福利費		1,100,000	1,469,618	-369,618		133.6%
ボランティア報酬		320,000	278,887	41,113	ボランティア報酬	87.2%
租税公課		50,000	0	50,000		0.0%
人件費計		14,170,000	14,125,605	44,395		99.7%
旅費交通費		700,000	826,688	-126,688		118.1%
消耗品費		150,000	145,567	4,433		97.0%
印刷製本費		400,000	409,275	-9,275		102.3%
水道光熱費		500,000	471,690	28,310		94.3%
修繕費		50,000	11,416	38,584		22.8%
指導用教材費		100,000	67,405	32,595		67.4%
役務費（通信運搬費）		375,000	527,837	-152,837		140.8%
その他役務費		15,000	596,580	-581,580		3977.2%
支払手数料		8,000	13,255	-5,255		165.7%
事務用品費		25,000	7,957	17,043		31.8%
新聞図書費		50,000	104,400	-54,400		208.8%
使用料及び賃借料		250,000	487,404	-237,404		195.0%
備品購入費		400,000	96,984	303,016		24.2%
委託料		50,000	0	50,000		0.0%
建物等借上料		3,208,520	3,085,200	123,320		96.2%
諸会費		50,000	25,500	24,500		51.0%
写真		0	0	0		#DIV/0!
会議費		5,000	29,398	-24,398		588.0%
寄付金支払		20,000	10,000	10,000		50.0%
健康管理費		25,000	38,702	-13,702		154.8%
保険加入料		50,000	0	50,000		0.0%
通所奨励金		450,000	603,642	-153,642		134.1%
雑費		10,000	7,000	3,000		70.0%
車両費		3,250,000	35,387	3,214,613		1.1%
計		3,805,000	694,731	3,110,269		18.3%
経費B		557,854	527,225	30,629		94.5%
借入金返済		50,354	35,387	14,967		70.3%
救済費		7,500	¥0	7,500		0.0%
		0	¥0	0		#DIV/0!
記念パーティ		500,000	¥0	500,000		0.0%
雑損失		0	¥0	0		#DIV/0!
未払い金費用		0	¥0	0		#DIV/0!
次年度繰越金			¥491,838			

2016年5月15日

会計監査報告書

「ほっとスペース八王子」

理事（長）：有川 満伸 殿

会計監査（監事）：岡口 雅子

「ほっとスペース八王子」の2015年度決算報告書をもとに、損益計算書、貸借対照表、領収書つづり、入金伝票、郵便振替口座、銀行預金通帳、貸金台帳、総勘定元帳等を精査した結果、問題は有りませんでした。

以上の通り報告いたします。

会計監査（監事）：

岡口 雅子 

第5号議案

2016年度活動方針（案）

I. 情勢分析

2015年夏、安全保障に関する法律（以下安保法制）が国会で成立しました（実は内閣法制局は事前に閣議決定に合わせた人事となっており、前任者をして「違憲」と言わしめた代物ですが、ここでは議論しません）。早くも生活保護給付金額減額、支給基準の見直し、世論に於いては「社会保障財政リスク論」が幅を利かせ、社会保障予算が減額されるのでは、と予測されます。

改正安保法に連動して、「精神病患者」の日常生活にも大きな影響が起り得る法整備が矢継ぎ早に立法、成立してきています。「通信傍受法」改正（通信事業所内での通信事業所職員立会いの下での通信情報取得が警察署内での自由通信傍受可能に変更される）、「刑事訴訟法」改正（取り調べの一部可視化と称して取調室でのビデオ撮影の編集が可能に）、労基法改正（通称ホワイトカラーエグゼンプション。残業代を支払わなくても良いに変更）等、このうえ共謀罪まで成立したら「精神病患者」にとってどれだけ息苦しくなることになるでしょう。

さらに、7月参議院選挙で与党が全議席の2/3以上を獲得すると改憲に臨むとの安倍政権の方針にも注意が必要です。条文に緊急事態条項を盛り込むことも含めた改憲案は自由にものを言うことがますます出来にくくなりますし、9条だけでなく、96条（憲法改正の条件）を改正する話もあります。この動きを看過する訳には行きません。憲法に絞った学習会を増やし、選挙時には公開質問状を各候補者、各政党に送りつけ、回答をもって、学習会を準備し、投票行動に反映させる必要があります（もちろんそのうえで政治思想信条の自由は担保しますが）。

年度が替わって早々、熊本を中心にして大地震がありました。震災に対する政府のあり方、復興、活断層と原発のリスクなどあらためて浮き彫りになりました。防災知識、対処法、などもあらためて学習する必要があります。

2016年度の活動方針として、前年度に長期計画として大まかに5か年計画というのを起ち上げましたが、これははっきり5年という期限を切って進めるという意味でなく、段階的なものとして捉えて頂けると幸いです。つまり、5か年計画というよりは、5段階計画というふうに考えて頂きたいのです。そこで、「ほっとスペース八王子」としては、身の丈に合った、等身大の運営方針に戻って今後の活動方針を立てていきたいと思えます。「会員数増加の取り組み」「事業の拡大について」「現実社会との折り合いについて」「5段階計画」「重点施策事項」の項目に分けて説明していきます。これらについて、職員、会員のみならずさまざま意見をいただきました。ありがとうございます。

II. 会員数増加の取り組み

まず、これは恒常的かつ喫緊なこととして必要なことですが、会員の拡大です。前年にも書きましたが、「主に授産活動を請け負う」「主にプログラム活動を行う」「単なる居場所、たまり場」の3つの別の「ほっとスペース八王子」ができることが理想です。引き続きメディア（インターネット、機関誌「ほっと」）を介した広報活動、あるいは他事業所と連携を図ってみるといのも一つの手かもしれません。いずれにせよ、利用希望者にとって、魅力的なコンテンツを提供できる環境づくりは不可欠です。

機関誌「ほっと」やパンフ、リーフレットを使った広報活動は、病院、クリニックへの働きかけ（置かせてもらうなど）は難航しているという話ですが、他の公共機関、ボランティアセンターなどへ置くという案もいただきました。また新しく来ていただいた見学者（会員候補者）に定着（リピータとして来ていただく）には、利用料については、プログラム、行事についての見直し、などなどさまざまな意見をいただきました。個別の具体的な案を実行するのは、今後の全体ミーティングなどで意見を集約する予定です。何らかの意見が、実際に具体的なこととして諮られるのは「ほっとスペース八王子」のひとつの強みでしょう。

III. 事業の拡大について

新しく立ち上げたいことについては、まずはグループホームです。以前より行政（厚労省）から病棟転換型居住系施設という案が上がってきています。現在は事実上頓挫していますが、またぞろ復活してくるとも限りません。グループホームの需要は必ずあります。

ただ、この事業は長い目で見て進めて行かなくてはならないでしょう。新規に起こす場合のハードルがとても高いのが大きな理由です。次は、相談支援事業です。「いのちの電話」に代表される相談窓口は、需要に対してまったく足りていません。ただ、相談支援事業者として登録する必要があること、また相談支援専門員を置く必要があります。最初から有資格者が雇えばいいですが、職員あるいは会員から養成するとなると、それなりの時間がかかってしまいます。が、まったく実現不能なことでもありません。

次に、継続して行いたいこと、まずこれは既存のプログラムや行事についてです。結局のところ、絵画や書道といったプログラムもやむなく削った形です。例えば、予定の変更などでフリーになってしまった時間があるとすると、利用者の多くは、音楽鑑賞のようなことに充ててしまいがちです。そういった時とつさに組める有意義なプログラムがあるといいかもしれません（音楽鑑賞が有意義でないという訳ではないですが）。プログラムも、映画会や聞こう会、PC教室などは会員有志で実行できるようになってきました。

会員で出来ることはなるべく出来る形がほしいところですが、現状でもよくやっている方ではないかと思われれます。行事については、これも基本的に会員でできることはなるべくできればいいのですが、職員が適切にフォローできる体制は必要です。また、各行事について

段取りのマニュアルもできるといいかもしれません。

授産活動については、まだ増やしてもいいという意見がありました。「働く」というよりも、「何かをする」「作業する」ことに意義を見出しているようです。いい傾向です。

IV. 現実社会との折り合い

「空気を読まなくてもいい」ほっとスペース八王子をうたい文句(?) にしてきた部分はあったのですが、実際は一部の会員がときには「空気」をつくりだし、会員がまた別の会員の顔色を窺うようなこともなくはないです。つまり現実社会の縮図がそのまま「ほっとスペース八王子」に持ってこられることもあるわけです。ただ、そういった場合、全体ミーティングなどで話し合われることで解決を図ることは必ず行います。それが「ほっとスペース八王子」の強みと言えます。また、一部問題行動を起こす、協調性がない、思想信条の違いなどで会員間の軋轢（もっと問題がこじれば排除の問題）があることも否めません。これらの問題は、会員が増えてくればもっと複雑化します。ただその時に将来的なほっとスペース八王子の分割管理といったときに単純に気が合う同士だけで割ればいいという話になりがちです。そうすると、何度も出しますが「患者会」「当事者運営」という観点あるいは「会員の自立」といった観点ではどうかということになります。このことは、「ほっとスペース八王子」が将来事業所を増やす段階でじっくり話し合う必要があります。

V. 5段階計画

これはおおざっぱに

- ① 会員の拡大（増加）
- ② 職員、ボランティアの強化
- ③ 分離独立、グループ化（他事業の開拓）
- ④ 事業細分化
- ⑤ 包括的な社会福祉事業

というように考えています。これらを一気に5年でやり遂げるのではなく、長い目で見て段階的に進めていく方向です。

VI. 2016年の重点施策事項

施策1（政治への関心）

過去の歴史事例から、戦争（紛争、内戦ふくめて）をはじめとする社会不安が起こると「治安」という名目で障がい者の保安処分が横行します。政治の動きに対してはときとして「ノー」という態度も必要になってきます。

- ① とりわけ、改憲に関しては、実際には新憲法制定というふうにご考えてください。その場合、社会保障費（生活保護、各種年金、手当など）が削減されることも考えられます。現実問題として、「ほっとスペース八王子」と八王子市行政当局の家賃補助問題があります。会員も自分の問題として八王子市と交渉できればベターです。
- ② いわゆる「司法改革」という問題があります。刑訴法、通信傍受法の見直し、司法取引、「共謀罪」新設これら一連の動きは、当局の恣意的な運用を可能にするものです。障がい者にとってまた、恣意的な運用がされないか、もちろん法自体に反対するのみならず、「そういう流れを作らない」ことも大切でしょう。
- ③ もう7月には参議院選挙があります。このタイミングでは衆参同時選挙の可能性は低いですがゼロではないでしょう。きっちりと各候補者、政党に対しては政策を確認する必要があります。公開質問状、選挙学習会は定例となっています。

施策2（会員増への取り組みと、会員の定着）

- ① 精神医療機関（病院、クリニックなど）、公共機関（市民センター、福祉センターなど）ボランティアセンター、他事業所などにパンフレットないしは機関誌「ほっと」をおいてもらう。
- ② 会員の意見を反映させたパンフレット、最初の1回見学者に無料で昼食提供するなどする。
- ③ 休みがちな会員には、職員だけでなく、比較的出席率の高い会員にも電話での声かけをしてもらう。リピーターを増やす。
- ④ ほっとスペース八王子という名前の通り、ほっとできる場所というイメージづくり。
（入会間もない人、見学者など、自己紹介、うまく溶け込むための方策、授産作業体験、プログラムや全体ミーティングなどの体験）

施策3（プログラムや行事のニーズやありかた）

- ① プログラム、授産作業、休憩所うまく3分して会員の需要に応える。（最終的には事業所別にしようするのが目的）
- ② 季節感のある食事や行事。春なら花見、夏なら花火やお祭り、海など。秋はグルメツアー、紅葉狩りなど、冬はクリスマス、望年会など。
- ③ プログラム担当会員、行事の幹事会員などもあらかじめきちんと決める。参加者が少なくなるないように、職員（ボランティア）も適切にサポートする。
- ④ 昼食会の手伝いなどを通して、独り暮らしの会員の生活スキルを向上させる。

施策4（代表人事）

所長兼代表の堀部の後任として、代表（当事者）を選出する。

以上で、第5号議案、2016年度活動方針案を終わりにします。

		2016年度予算	2015年度予算	2015年度決算	2014年度予算	2014年度決算
収入計		26,641,438	24,859,294	22,254,117	17,951,948	18,484,474
給付金		14,400,000	10,650,000	12,283,079	9,600,000	10,653,407
サービス推進事業・基本補助		6,186,000	5,406,000	5,406,000	4,080,000	4,806,000
八王子市家賃補助		1,542,600	1,542,600	1,542,600	2,005,380	1,812,600
寄付金		1,000,000	30,000	1,398,735	20,000	37,703
会員会費		36,000	60,000	8,000	60,000	57,000
入会金		5,000	5,000	4,000	5,000	4,000
共同募金会		1,870,000	100,000	80,000	100,000	0
民間助成金（車両購入費含む）		500,000	3,100,000	50,000	50,000	0
利用料		50,000	5,000	93,000		2,000
雑収入		10,000	10,000	167,764	10,000	156,664
受取利子		0	0	245		530
未払い金		0	0	0	0	0
借入金		0	3,200,000	0	1,400,000	133,002
ハローワーク助成金		550,000	200,000	670,000	400,000	600,000
前年度繰越金		491,838	550,694	550,694	221,568	221,568
支出計		26,641,438	24,869,374	22,254,117	18,448,061	17,743,489
経費A（運営費）計		26,586,284	24,311,520	21,726,892	18,448,061	17,738,314
事業費計		22,566,284	20,506,520	21,032,161	17,615,255	17,035,287
給料		6,246,372	6,400,000	6,452,153	9,045,259	4,856,062
職員手当		3,800,000	3,800,000	3,806,740	2,267,476	3,042,721
賞金		3,931,392	2,500,000	2,118,207	1,000,000	2,590,403
法定福利費		1,900,000	1,100,000	1,469,618	60,000	1,014,908
ボランティア報酬		300,000	320,000	278,887	30,000	348,200
租税公課		0	50,000	0	70,000	13,882
人件費計		16,177,764	14,170,000	14,125,605	30,087,990	28,901,463
旅費交通費		850,000	700,000	826,688	380,000	621,668
消耗品費		150,000	150,000	145,567	200,000	137,377
印刷製本費		10,000	400,000	409,275	0	0
水道光熱費		500,000	500,000	471,690	430,000	495,254
修繕費		50,000	50,000	11,416	40,000	14,472
指導用教材費		80,000	100,000	67,405	100,000	76,083
役務費（通信運搬費）		375,000	375,000	527,837	320,000	371,789
その他役務費		15,000	15,000	596,580	15,000	13,220
支払手数料		15,000	8,000	13,255	4,000	7,370
事務用品費		15,000	25,000	7,957	5,000	21,807
新聞図書費		150,000	50,000	104,400	25,000	47,926
使用料及び賃借料		490,000	250,000	487,404	200,000	233,460
備品購入費		400,000	400,000	96,984	100,000	0
委託料		50,000	50,000	0	50,000	0
建物等借上料		3,208,520	3,208,520	3,085,200	3,208,520	3,085,200
諸会費		30,000	50,000	25,500	65,000	39,900
写真		15,000	0	0		
会議費		30,000	5,000	29,398		3,585
寄付金支払		20,000	20,000	10,000	25,000	1,000
健康管理費		40,000	25,000	38,702	46,000	14,204
保険加入料		50,000	50,000	0		49,680
通所奨励金		650,000	450,000	603,642	350,000	442,658
雑費		10,000	10,000	7,000	11,806	1,555
車両費		3,250,000	3,250,000	35,387	400,000	238,463
計		4,020,000	3,805,000	694,731	832,806	747,560
経費B		55,154	557,854	527,225	0	703,027
借入金返済		0	50,354	35,387	0	133,002
救援費		7,500	7,500	0	0	5,175
記念パーティ		0	500,000	0	0	
予備費		47,654	0	0		
雑損失		0	0	0	0	14,156
未払い金費用		0	0	0	0	550,694
次年度繰越金		¥0		491,838		

人事案 2016年5月17日現在

特定非営利活動法人ほっとスペース八王子

	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無	役職名等
1	理事	有川 満伸	福岡県筑紫野市針摺東3丁目8番1-305号	有・無	
2	理事	奥野 直行	東京都八王子市中野上町1丁目25番地7号	有・無	
3	理事	岡口 正	東京都西東京市富士町1丁目8番10-504号	有・無	
4	理事	新道 充史	東京都八王子市谷野町207番地15	有・無	
5	理事	関口 加津子	東京都武蔵野市西久保2丁目23番11号	有・無	
6	監事	岡口 雅子	東京都西東京市富士町1丁目8番10-504号	有・無	
7	共同代表	新道 充史	東京都八王子市谷野町207番地15	有・無	
8	共同代表	佐々木 浩文	東京都日野市新井842新井団地2-408	有・無	
9				有・無	
10				有・無	

第8号議案

2016年度「ほっとスペース八王子」賃金規定(案)

[1] 賃金

(ア) 常勤職員 廣田		178,694 円
	田中	176,838 円 (2017年1月に178,694円に昇給)
	5月からサービス管理責任者	
	吉田	165,000 円
(イ) 非常勤職員	堀部	(時給) 1,374.5 円 (4月までサービス管理責任者)
非常勤職員	山田	(時給) 1,374.5 円
非常勤職員	新道	(時給) 907 円
非常勤職員	荒木	(時給) 907 円
(ウ) 手当		
① 所長手当		5,000 円
② 住宅手当		10,000 円
③ 扶養手当		5,000 円 (扶養家族一人につき 5,000 円)
④ 資格手当		5,000 円 (PSW,サビ管、社会福祉士等)
⑤ 運転手当		3,000 円

[2] 時給単価

雇用通知書記載通り

[3] 時間外手当

締め日までに各職員が申請し、必要に応じて理事会で審査・裁定

時間外割増率 (6.5 時間の所定労働時間を越えて、一日 8 時間までは時給単価×1.0

かつ週 40 時間を越えた時に、割り増しが発生。率は雇用通知書記載通り)

[4] 休暇・休日

(ア) 年次有給休暇 労働基準法に定める基準日数

(イ) 夏季休暇 5 日 (常勤職員)、1 日 (非常勤職員)

(ウ) 年末年始休暇 12 月 29～31 日、1 月 1～3 日 (カウントダウン・パーティがある時はこの限りではない)

(エ) 生理休暇 (常勤職員のみ) 1 日/一周期

(オ) 「精神障害」にかかる通院基本的に有給扱い（常勤職員のみ）

(カ) 定期健康診断 有給扱い

[5] 遅刻・早退

遅刻・早退は30分単位で賃金カット。一時金の査定の際、必要に応じて理事会で審査・裁定

[6] 通勤交通費

実費

[7] 一時金

(1) 常勤職員

夏季一時金 原則として7月10日支給 基本給の1.0ヶ月～3.0ヶ月

(査定期間 10月21日～4月20日)

年末一時金 原則として12月10日支給 基本給の1.0ヶ月～3.0ヶ月

(査定期間 4月21日～10月20日)

中途入職の場合、査定期間の6ヶ月を勤務月数で割り出す。

運営委員会で審査し理事会で決定する。

年度末一時金 原則として3月10日支給 処遇改善加算総額に応じて支給する場合もある。

(2) 非常勤職員

一時金の査定額は支給月の前月から遡って基本給の3ヶ月平均の1.0ヶ月～3.0ヶ月を支給する。年度末一時金については、福祉サービス提供職員の支給割合に応じて支給。

(3) 退職一時金

常勤、非常勤を問わず、退職一時金を支給する。

毎月一定額を積み立てて、退職時に積み立てた月数に応じて退職一時金を支払う。

5年以上の勤続年数で支給が発生する。

詳細は就業規則を参照。

[8] ボランティアについて

(但し、利用者として登録されているものが有償ボランティアを行う場合は、通所奨励費の対象から外される。)

(ア)無償ボランティア（月9日以内の活動）

交通費の実費を支払う。一日につき5時間以上の活動が月9日以内で報酬として別途日額1,000円（食事代一回分相当）を支給する。

(イ)有償ボランティア（月10日以上活動）

交通費の実費を支払う。一日につき5時間以上の活動が月10日以上で報酬として月

額 10,000 円を支払う。

(ウ)講師

一回当たりの報酬については理事会で決定する。

第9号議案 特定非営利活動法人「ほっとスペース八王子」就業規則

第一章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人「ほっとスペース八王子」(以下、「ほっとスペース八王子」とする)における職員の労働条件、服務規律、その他の必要な事項を定めたものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによるものとする。

(労働者の定義)

第2条 この規則でいう職員とは、第5条の定めにより採用され、「ほっとスペース八王子」の業務に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、全職員に適用する。ただし、臨時に採用された者については別の規則によるものとする。

(差別扱いの禁止)

第4条 「ほっとスペース八王子」は、職員の国籍、信条、社会的身分または門地、性、労働運動等を理由として差別扱いをしてはならない。

第二章 人事

(採用)

第5条 「ほっとスペース八王子」は、就職を希望する者の中から公正な選考のうえ、採用者を決定する。採用にあたっては、職員、所長、理事会などの意見をもとに、理事長が決定する。職員として採用された者は、雇用契約書を交わし、常勤職員、非常勤職員を問わず、「ほっとスペース八王子」の設立趣旨、設立の経過、会則を理解し、会の発展に寄与しなければならない。

2 多摩一般労働組合ほっとスペース八王子支部との協定により、常勤・非常勤とも採用後は、組合員とならなければならない。但し、入職前、他労働組合員である者は、職員としての地位を失わない。

(労働条件の明示)

第6条 「ほっとスペース八王子」は、職員の採用に際しては、就業規則を提示し、雇用条件通知書交付をもって労働条件を明示する。賃金の決定、計算及び支払方法並びに賃金締め切り日及び支払い時期に関する事項については、内容が明らかとなる書面を交付する。

第三章 勤務

(労働時間)

第7条 始業・終業時刻及び休憩時間は次の通りとする。

始業時刻 午前10時(一部午前9時30分)

終業時刻 午後5時30分(一部午後5時)

休憩時間 昼休み 60 分間

- 2 理事会・職員会議以外の時間外労働は原則として認めない。必要な業務については所長が指示をする。給付金は会員の為に使うことを第一義とする。

(休日)

第8条 休日は次の通りとする。(非常勤職員の条件は常勤職員の条件に準ずる。)

- 1 土曜日、日曜日 (但し、例会など行事と重なる場合は出勤となり、その場合は代休を与える。)
- 2 祝日 (1に同じ)
- 3 年末年始 (12月29日より12月31日まで、及び1月1日より1月3日まで)
- 4 夏期休暇 (7月1日から9月末日までに5日間。入職時期による日数調整を別に定める。)
- 5 その他労使で決定した日

(休日の振替え)

第9条 業務上必要やむを得ない時は、前条の休日を一週間以内の他の日に振り返ることを得る。その場合前日迄に振り返る日を指定して行う。

(年次有給休暇)

第10条 入職日より6ヶ月以内は3日の有給休暇を付与する(常勤のみ。試用期間及び非常勤期間は除く)。但し、法で定める年次有給休暇が発生した時点で消滅する。(繰り越しはできない。)

- 1 6ヶ月間継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤した者は、継続し又は分割した10日の有給休暇を取ることができる。有給休暇の取得は1/2日からとする。また、やむをえない場合は、各人の有給残日数に対して、一年間に5日を限度として、1時間単位の取得を認める。
- 2 有給休暇は本人の請求があった時に取るものとする。
- 3 有給休暇の残日数は翌年に限り、繰り越すことができる。
- 4 有給休暇中は通常の賃金を得る。

(特別休暇)

第11条 次の各号の一に該当するときは特別休暇を得る。この期間は有給とし、通常の賃金を得る。

- 1 本人の結婚の時 7日間
- 2 子の結婚の時 3日間
- 3 産前産後休暇 法律の定めるところとする。
- 4 妻の出産の時 3日間
- 5 父母・配偶者・子及びこれに準ずる者の死亡のとき 3日・7日・7日間
- 6 選挙権その他の公民権の行使または証人、鑑定人若しくは参考人として裁判に出頭するとき必要な期間
- 7 天災その他やむを得ない事由により出勤不可能のとき又は本人の住居に災害を被蒙ったとき必要な期間
- 8 「ほっとスペース八王子」が必要と認める講演会などに出席するとき又は業務に必要な講習会等を受けるとき必要な期間
- 9 その他「ほっとスペース八王子」が必要と認めたとき

特別休暇を請求する者は、届けなければならない。

※1～5については、慶弔金、見舞金を支払う。理事会において決定する。

(育児・介護休暇)

第12条 育児・介護休暇は法律の定めるところとする。賃金等については、理事会で決定する。

(生理休暇)

第13条 1周期に1日間を有給で取得する事ができる。2日目以降の休暇は無給とする。

(休暇の手続き)

第14条 職員が休暇を取るときは前もって休暇届けを提出すること。但し、やむを得ないときは事後速やかに届け出ること。

(勤怠について)

第15条 職員の遅刻・早退及び勤務時間内に業務を離れる時間については一分単位とする。賃金控除は30分単位とする。また、時間外労働での相殺は認めない。

2 賃金締切日以内に上記の勤怠が3回以上あった場合は、処分として賃金の1/10以内の範囲で賃金控除をおこなう。一時金支給に際しても、勤怠控除する。

(出勤)

第16条 職員は、定められた時刻までに出勤し、タイムレコーダーに自ら打刻すること。

(遅刻)

第17条 職員が、始業時に遅刻したときはその旨を届けること。公共交通機関の遅れによる遅刻については、遅延時間が確認できる書面により所長に必要書類を添付のうえ提出する。

(早退)

第18条 職員が早退するときは届け出ること

(欠勤)

第19条 職員が欠勤するときには前もって届け出ること。但し、やむを得ないときは事後速やかに届け出ること。

(業務の目的・責任)

第20条 常勤・非常勤問わず、職員の業務は、会員である「精神障がい者」の立場に立ち、病者であることを理解し、その生活と権利を最大限守ることにある。これができない場合は処分の対象とする。

2 所長は全体の業務について把握し、責任をもつ。これができない場合は処分の対象とする。

3 職員は所長の業務命令・指示に従わなければならない。異見がある場合は話し合いで解決するよう双方努力をするが、最終判断・決定は所長が行なう。所長はこの命令・指示を文書で提示することがある。従わない場合は処分の対象とする。

4 職員は定められた業務について、正確な仕事をしなければならない。これができない場合は処分の対象とする。

5 上記の処分については注意処分・停職・賃金カット・解雇がある。事実関係を確認の上、理事長が決定する。

第四章 給与

(給与)

第21条 賃金の種類、賃金の締め切り日及び支払日、賃金の計算方法、賃金の支払方法、昇給に関する

ること、ならびに賞与については別に定めるところによる。

2 一時金について

賞与は、原則として、下記の算定対象期間に在籍した労働者に対し、会社の業績等を勘案して下記の支給日に支給する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

[1] 常勤職員

7月10日支給 基本給の1.0～3.0ヶ月
(査定期間10月21日～4月20日)

12月10日支給 基本給の1.0～3.0ヶ月
(査定期間4月21日～10月20日)

[2] 非常勤職員については

支給月を含めて前3ヶ月の月平均を基礎額にする

3 夏期休暇の日数について (常勤)

入職時期 日数 退職時期 日数

3月末まで 5日 ～6/30 0日

4/1～5/31まで 4日 7/1～5/31 2日

6/1～5/31まで 2日 8/15/31 4日

7/1～ 0日 9/1～ 5日

保留事項

(社内預金)

第22条 常勤・非常勤を問わず、本人の希望により、毎月2,000円の社内預金を積み立てることができる。

1 社内預金の額は、毎月2,000円に、積み立てた月数を乗じたものとする。

勤続年数	支給
5年～定年	2,000×積立月数

2 休職する期間については、会社の都合による場合を除き、前項の勤続年数に算入しない。社内預金は、支給事由の生じた日から、1か月以内に、退職した労働者（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支払う。

第五章 休職及び退職

(休職)

第23条 職員が各号の一に該当するときは休職する

- 1 疾病による欠勤が一ヶ月以上続いたとき（医師の診断書を提出する）
- 2 公の職に就き、業務に専念できないとき（無給とする）
- 3 その他特別の事由があると認められるとき（無給とする）

(休職期間)

第24条 休職期間は、次の通りとする。但し、事情によりその期間を延長することを得る。

- 1 前条第1号の場合 医師の診断に応じ協議する
- 2 前条第2,3号の場合 必要な期間

(休職者の扱い及び休業補償について)

第25条 休職期間は勤続年数に通算する。休職期間の賃金は法律の定めるところとする。又は、理事会において決定する。

2 病気休業補償(私病)については、賃金補償期間は現行どおりとする。但し期内1回のみ。(1年に1回)

3 入職時点での疾病については休業補償を適用しない。

4 通院歴があり、病名のある疾病については、健康保険加入者で傷病手当受給可能の場合、本人が手続きをする。

(復職)

第26条 休職期間が満了したとき又は休職期間中であってもその事由が無くなったとき、原則として現職務に復帰することを得る。疾病者が復帰したときは必要により業務又は就労時間を緩和する。

(退職)

第27条 職員が次の各号に該当するときは退職し、その翌日より職員としての資格を失う。

1 死亡したとき

2 本人からの退職の申し出があり所定の手続きを完了したとき。申し出は1ヶ月前におこない、業務の引継ぎは遅滞なく行わなければならない。

(定年及び再雇用)

第28条 定年は、65歳の誕生日の前日とする。また、65歳以降の再雇用条件は、常勤、非常勤の場合、契約時に判断し、本人と話し合いのうえ決定をするが、労働条件も変更となる場合がある。

(解雇)

第29条 職員が次の各号の一に該当するときは一ヶ月前に予告するか又は一ヶ月分の平均賃金を支給して解雇する。

1 災害変その他やむを得ない事由により事業の継続が不可能になったとき

2 ほっと内外での暴力行使(但し、業務として参加した集团的示威行動による、警察との関係でのものは対象としない)

3 業務として関わる金銭的なものについて、不正等があった場合。その場合はそれらすべてを弁済したうえで解雇処分とする。

4 職員が職務において、所長の業務命令に従わない時は、口頭又は、文書による注意処分とする。その後においても、勤務成績が著しく不良で数回にわたり注意しても改まらない時は減給。それでも改まらない時は休職処分(無給扱いとする)を経て解雇とする。ただし、職員は、職務について意見のある時は、意見を述べることができる。最終的には、所長の指示に従うものとする。

5 解雇などの処分を受ける職員には、事前にその件について弁明する機会が与えられる。参加者は当該職員と所長及び理事、賛助会代表の賛成がなければ処分の効力はないこととする。解雇の最終決定者は理事長とする。また、みだりに処分権、解雇権を乱用してはならない。

6 処分の種類は、

・注意処分

・減給処分(1/10以内)(期間は理事会、賛助会で審議し理事長が決定する)

・停職処分(期間は理事会、賛助会で審議し、理事長が決定する)

・解雇(通常解雇、懲戒解雇)とする。

(解雇の制限)

第30条 職員が業務上その他これに準ずる事故により負傷又は疾病に罹り、治療のため休業する期間及びその後30日間は解雇しない。

第六章 安全衛生

(健康診断)

第31条 「ほっとスペース八王子」は、必要のある時は随時に職員の健康診断を行う。但し、他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときはこの限りではない。

(病者の就労制限)

第32条 「ほっとスペース八王子」は伝染病、精神病その他労働することによって病勢が悪化する恐れのある時は職員の就労を禁止する。なお、これに準ずる場合は医師等の指示により、就労時間等の緩和を行う。その間の賃金はカットされる。

(労働災害)

第33条 職員が、通勤災害、業務災害にあった場合、労働基準法及び労働者災害補償保険法等の法律に基づき、速やかに手続きを行う。休業の場合、労働者災害補償保険から支給されない3日分については、「ほっとスペース八王子」が100%の賃金補償を行う。通院治療を要する場合、業務時間内通院を認める。また、入院期間等を考慮し、見舞金の支給なども検討する。なお、第25条に規定される休職者において、これに該当した場合は賃金の60%相当額を仮払い賃金とし、100%の補償を行う。業務上の決定があった場合、仮払い賃金を精算し、労災保険からの補償とあわせ、100%の補償とする。通勤災害等において交通災害の場合は、事故証明書を取り、自賠責保険等の保険を優先とする。また第3者行為災害の場合は労災扱いとしその手続きをとるものとする。その他の取り扱いの細目については別途定める。

2 私病と業務上(労災)の取り扱いについて

1) 私病または労災申請しない場合の取り扱い

雇用期間	雇用形態	補償の有無	支給金額	支給期間
入職日から6ヶ月以内	常勤・非常勤	休業補償無し	無給	
6ヶ月以上1年未満	常勤	休業補償有り	平均賃金の60%	2ヶ月
	非常勤	休業補償有り	平均賃金の60%	1ヶ月
1年以上3年未満	常勤	休業補償有り	平均賃金の60%	4ヶ月
	非常勤	休業補償有り	平均賃金の60%	2ヶ月
3年以上	常勤	休業補償有り	平均賃金の60%	6ヶ月
	非常勤	休業補償有り	平均賃金の60%	4ヶ月

2) 私病における対象者は診断書を提出すること。

給与(休業補償)を先に出す。それ以上休職が続く場合、診断書提出の上、無給休職とする。健保加入で傷病手当該当者はその手続きをすることとする。期間については、法律で認める期間、その後は無給とする。職場復帰が難しい場合、退職を検討する。

3) 労災扱いの場合

当該、職員の意見を聞き、労災と判断した場合に適用する。初診日が重要なので、すぐに受診すること。労災保険を適用する。原則無給とする。(労災保険から)但し、私病扱いと同様に仮に60%を支給する。労災認定についてまったく争いのない場合には、10割を仮払いとして労災保険受給分を返還する。労災認定の場合、休業3日、100%事業所補償。仮払いと労災で10割補償(ケースにより見舞金として最大12割まで検討する)。労災不支給の場合、返還を求める。

(社会運動関係・行事の参加)

第34条

- 1 職員の社会運動関係・行事の参加については、出張扱いとする。
- 2 その行事の参加を業務とするかどうかは、所長及び理事長が判断する。但し、原則は理事会で決定する。
- 3 時間内組合活動については、業務に支障のない範囲でおこなう。

第7章 職業訓練

(教育訓練)

第35条

- 1 ほっとスペース八王子は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行う。
- 2 職員は、ほっとスペース八王子から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。
- 3 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも1週間前までに該当職員に対し文書で通知する。

附則

- 第35条 この規則は2001年4月1日より実施する。
- 第36条 この規則は2002年7月7日より実施する。
- 第37条 この規則は2003年4月7日より実施する。
- 第38条 この規則は2006年4月7日より実施する。
- 第39条 この規則は2007年4月1日より実施する。
- 第40条 この規則は2008年10月21日より実施する。
- 第41条 この規則は2009年7月1日より実施する。
- 第42条 この規則は2009年7月1日より実施する。
- 第43条 この規則は2009年7月1日より実施する。
- 第44条 この規則は2010年4月1日より実施する。
- 第45条 この規則は2013年4月1日より実施する。
- 第46条 この規則は2016年4月1日より実施する。
- 第47条 この規則は2016年5月17日より実施する。

第10号議案 特定非営利活動法人 ほっとスペース八王子 ボランティア受入規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ほっとスペース八王子が運営する施設（以下「施設」という。）におけるボランティアの受入れにより、施設の利用者の生活並びに施設と地域の交流の充実を図ることを目的として、受入れ及び活動等について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、ボランティアとは施設の要請に応募した者及び本人からの申出があった者であって、次のボランティア活動の原則を踏まえた者をいう。

- (1) 活動が個人の自由意志に基づくこと。
- (2) 精神的報酬を得る活動で、金銭の報酬を期待しないこと。

(ボランティアの受入方法)

第3条 施設長は、ボランティアを受入れる時は、ボランティア申出者から、あらかじめ活動可能な期間、内容等の活動希望を確認し、必要により活動希望書等の提出を要請する。

- 2 施設長は、前記の活動希望を受理した後、当該ボランティア活動等の内容を検討した上、施設運営に支障がないと認めるときは、ボランティアを受入れることができる。ただし、施設長は、ボランティアを受入れることが施設運営上適当でないと認められる時は、ボランティア申出者に対して、理由を付して受入れを拒むことができる。
- 3 施設長は、ボランティアを受入れる場合、施設及びボランティア申出者が互いに守るべき内容について確認するために、ボランティア活動の確認書及び誓約書を交わすものとする。

(活動への協力)

第4条 施設長は、ボランティアを受入れるときは、活動に対して次の各号に掲げる協力を行う。

- (1) ボランティア申出者に対し相談及び助言を行うこと。
- (2) ボランティア活動の場所を提供すること。
- (3) 給食等食事の提供を行うことが可能な場合は、食事の提供を行うこと。
- (4) その他施設長が特に必要と認めること。

(活動の注意事項)

第5条 施設は、ボランティア活動を行う際の注意として、次の各号に掲げる事項をボランティア申出者に要請する。

- (1) 自分にあった無理のない活動を選ぶ。
- (2) 集合時間等、約束の時間を守る。
- (3) 引き受けた活動の実施について責任を持つ。
- (4) 宗教等の勧誘、啓発活動を行わない。
- (5) ボランティア活動で知れた情報について、他に漏らさない。
- (6) ほっとスペース八王子会員、職員と対等の立場で行動する。
- (7) ほっとスペース八王子の理念、設立趣旨に従い、事業運営の妨害をしない。

(受入の取消)

第6条 第5条の規定を守れないボランティアは、事業者の判断により直ちに受け入れを取り消すとともに、登録を抹消することができるものとする。

(ボランティアの実費負担)

第7条 施設長は、活動への協力として食事の提供を行ったときは、ボランティア申出者から給食原材料費相当額の負担を求めるものとする。

(実費弁償費の支払)

第8条 施設長は、ボランティア申出者が活動の準備等にかかった費用相当を弁償するため、次の範囲で実費弁償費を支払うことができる。

(1) 無償ボランティア(月9日以内の活動)

交通費の実費を支払う。

1日につき5時間以上の活動が月9日以内で報酬として別途日額1,000円(食事代一回分相当)を支給する。

(2) 有償ボランティア(月10日以上活動)

交通費の実費を支払う。

1日につき5時間以上の活動が月10日以上で報酬として月額10,000円を支払う。

(3) 講師

一回当たりの報酬については理事会で決定する。

(活動中の事故防止等)

第9条 施設長は、ボランティアを受入れるにあたって、事故等の発生を防止するため、ボランティア申出者に対し、あらかじめ注意事項を伝えるものとする。また、ボランティア申出者が注意事項を遵守しない場合は、活動を中止させることができる。

2 施設長は、ボランティア活動中の事故等に対応するため、ボランティア保険及び行事保険(傷害保険及び賠償責任保険)に加入手続きを行う。

3 前項の保険料は施設が負担する。

(ボランティア申出者の健康診断)

第10条 施設長は、ボランティアの受入れにあたって、各種感染性疾患の検査を受けることを指示し、検査結果等の提出を求めることができる。

(個人情報等の保護)

第11条 施設長は、ボランティアの受入れにあたって活動により知り得た利用者等の個人情報及び法人の情報について、他に漏らさない旨の誓約書の提出を求めることができる。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事会にて承認を得る。

附 則

この規程は、2016年5月17日から施行する。